

すくも 市議会だより

第104号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第四回定例会は、令和二年十二月八日に開会し、十六日間の会期で十二月二十三日に閉会しました。

開会日に市長から提出された議案は、「令和二年度一般会計補正予算」など予算議案八件、「宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例」など条例議案五件、「指定管理者の指定」などその他の議案九件の合計二十二議案で審議の結果、議案第一号「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」を修正可決、その他の議案はいずれも原案どおり可決されました。また、第三回定例会で予算決算常任委員会に付託し、継続審査となっていた令和元年度各決算認定議案については、改善すべき事項について意見を付したうえでいずれも認定されました。

皆さんから提出された陳情は「妊産婦医療費助成制度創設を求める陳情」が審議され、不採択となりました。議会最終日には新型コロナウイルス対策の一般会計補正予算議案が追加提案され、原案どおり可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第一号・議案第二十三号）

修正後の補正予算及び追加補正予算は総額で一億九千九百三十四千円が増額補正され、累計で二百二十七億九千四百四十六万六千円となりました。

なお、修正された予算の内容は、「すくもサニーサイドパーク再生事業実施設計作成委託料」九百十四万一千円の

減額です。本件については、予算決算常任委員会において、寺田公一委員より、老朽化などにより宿毛市の観光施設の顔として整備するならば、商業施設をそのままとする改修計画ではなく、施設全体の統一感を考え、しっかりとしたコンセプトで再設計すべきなどの理由で本予算を減額修正すべしとの提案がなされ、委員会並びに本会議において全会一致で可決されました。



第四回（十二月）定例会日程

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
(水)	(火)	(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)	(火)	(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)
本会議	休会	休会	休会	休会	休会	休会	本会議	本会議	本会議	休会	休会	休会	休会	休会
委員会審査 委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会							委員会審査	委員会審査	一般質問	一般質問	議案等精査	議案等精査	議案等精査	開会、決算議案表決、 議案上程、提案理由 の説明

(歳出の主なもの)

○新庁舎議場システム整備工事費
 ……六千九百七十八万四千円

○聖火リレー関連経費
 ……一千二百八十八万七千円

○山手幹線バイパス排水路整備事業
 ……四百万円

○宿毛市コロナ対策事業者支援給付金
 ……六千万円

○健康サロン施設設置事業
 ……二百五十万円

○移動販売車購入費補助金
 ……三百五十万円

○荒瀬山公園トイレ改修工事
 ……二百二十七万一千円

条 例

○議案第九号「宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」
 「中小企業の事業継承の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

○議案第十号「宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例」
 「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和三年一月一日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

○議案第十四号から議案第十七号「指定管理者の指定」
 「社会福祉法人宿毛福祉会」を「宿毛市中央デイケアセンター」の指定管理者として、「株式会社ピアサーティー」を「宿毛市国民宿舎椰子」の指定管理者として、「一般社団法人宿毛市観光協会」を「宿毛市観光センター」及び「すくもサニーサイドパーク」の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものです。

そ の 他

○議案第二十一号・議案第二十二号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」
 議案第二十一号は、沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地の職員住宅の改修や診療所の医療機器の購入等を行うにあたり、議案第二十二号は、西部辺地の総合整備計画について、辺地内を走る市道の路面補修を追加するにあたり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

○議案第十八号「特定事業契約の変更について」
 「宿毛学校PFI株式会社」と契約締結した「宿毛市における小中学校整備事業」



提出された議案

議案番号	件 名	議決結果
第1号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算について	修正可決
第2号	令和二年度各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療）補正予算について	原案可決
第8号	宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第9号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第10号	宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第11号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第12号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第13号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第14号	指定管理者の指定について	原案可決
第17号	特定事業契約の変更について	原案可決
第18号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決
第19号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決
第20号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第21号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第22号		
第23号		

一 般 質 問

市政のそこが聞きたい!!

〔質問順位による〕

第四回（十二月）定例会の一般質問は、十四日、十五日の二日間に六人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



今城 隆 議員

鵜来島の振興について

問 鵜来島の介護サービス、医療の課題を聞く。

答 自立生活に必要な住宅改修、福祉用具購入や貸与などが利用できる。訪問介護は事業所と協議をする中で対応していく。医療については救急搬送の課題があったが、今年度より消防隊員が渡船で現場へ向かい救急活動ができる体制整備を行った。また幡多けんみん病院、県歯科医師会の巡回診療や幡多福祉保健所の

保健活動の継続を県に要望するとともに、市の保健師の活動も継続していく。市の保健師による健康相談も電話で受付けているので、気軽に相談いただきたい。スマートフォンやタブレットを活用した対面相談も検討したい。

問 鵜来島のマンパワー不足への対応を聞く。

答 平成三十一年度まで地域おこし協力隊を配置してきたが、地区と協議し配置を見送った経緯がある。必要になれば地区と協議し検討していく。

問 地区が管理する個人所有の土地、複数名共有の土地において、地区が管理人等となり納税してきたが、離島者の増加で納税管理ができない状況にある。どうすればよいか。

答 地区としてその土地が必要かどうかを判断し、必要な土地であれば認可地縁団体として登記変更を行い、地目の変更等、税金が下がる可能性を検討することで負担軽減ができる。税務課窓口相談に来ていただきたい。

問 段々畑を再生し島の活性化につなげたいとの話を聞いた。イノシシ駆除や集落の収益活動の取り組みが計画された場合の市の支援体制を聞く。

答 イノシシ対策の電気柵器一機あたりの補助上限を三万五千円として購入費半分の補助、狩猟免許取得費の一部の補助制度がある。集落活動センターや住民グループなどで収益活動を行う場合、計画の段階で担当課に相談いただければ、できる限り支援を行いたい。

問 若者が島で暮らすために、住宅やインターネット環境はどうなっているか。

答 インターネットは市が整備した無線回線が設置されている。フリーWi-Fiの設置

は来島者のニーズなどを踏まえて検討したい。移住者等の住宅は空き家活用を考えている。

問 教育文化振興の場としての鵜来島の価値について聞く。

答 市内の児童・生徒が、島の自然や歴史、人々の生活等について学習することは大変有意義と考える。鵜来島の戦争遺跡の文化財化は、県が進めている朝倉の旧陸軍歩兵第四十四連隊跡地の保存活用への動向を参考にしたい。戦争証言の記録等も少しずつ進めており、平和教育に活用できるように整理したい。





三木 健正 議員

マイナンバーカード 普及促進事業について

問 マイナンバーカード普及促進事業について宿毛市の申請数・申請率を問う。

答 令和二年十一月末の宿毛市の申請数は九千四百三十六件、申請率は高知県下平均二十・九%に対し四十六・七%と、県内で最も高くなっている。

問 申請者の年齢層や性別などの内訳を問う。

答 年齢別、性別の統計を取っていないため、明確な数値をお示しすることは難しいが、カード作成状況から推察すると、小さな子供さんから御高齢の方まで、幅広い年齢層の方に申請いただいている。

問 マイナンバーカードを申

請、または保有している方に配布している宿毛市地域振興券について問う。

答 地域振興券が換金された枚数は、十二月八日現在で三万三千六百十二枚となっており、金額に換算すると、一千六百八十万六千円となる。また、地域振興券の取扱い店舗数は、二百七十四店舗あり、小売業、飲食業の店舗で多く利用されている。

問 令和三年三月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用について問う。

答 被保険者の皆様や、医療機関等での医療環境が整えば、マイナンバーカードの保険証利用が可能になる。このことにより、保険証が切り替わった際に、保険者への手続が完了次第、新しい保険証の発行を待たずに医療機関の受診が可能になったり、保険者への手続なしで、限度額以上の一時的な支払いが不要になる。また、本人が同意すれば初めての医療機関でも、今までに使った薬剤等の情報を、医師と共有ができる予定となるなど、多くのメリットが期待さ

れている。

書かない窓口整備事業について

問 書かない窓口整備事業について問う。

答 現段階では、転出転入届等の住民異動に伴う申請書や、市民課、税務課における各種証明書交付の申請書について、手続数が多い申請書から対応することを考えている。全ての内容が手書き不要になるわけではないが、申請時の負担を少しでも軽減できるものと考えている。

問 窓口整備事業のシステムは新庁舎においても継続的に利用が可能か、また、このシステムは各課での連動といった拡張利用が可能なのか問う。

答 導入するシステムは、新庁舎においても継続的に利用することを想定しており、市民課や他課との連携は取れるものと思っている。各申請書には住所、氏名、生年月日等の基本事項の印字となるため、全く手書きが不要になるわけ

ではなく、手書き量の削減を図るものである。



岡崎 利久 議員

平成三十年七月豪雨 災害について

問 現在の工事の進捗状況について問う。

答 本格的な復旧工事は、平成三十一年一月下旬より順次発注を進め、十二月十日現在、公共土木施設は百四十五件のうち百十五件が完成。十一件が施工中。農地農業用施設は、三十七件のうち三十六件が完成。一件が施工中。林業施設は三件とも完成。未発注件数は公共土木施設の十九件、約三億六千万円。なお、施工中含めた進捗率は、件数ベースで約九十%である。

問 入札の不調について問う。

答 平成三十年七月豪雨以降、

災害関連工事の発注量の増加に伴い、入札の不調が後を絶たない状況が続いている。平成三十一年一月から令和二年十一月までの土木発注工事の入札不調率は、四十八・三%、業者の入札辞退率は八十一・七%と依然として高い状況が続いており、市としても大変苦慮している。解消のために、建設協会とも協議の場をもちたりして、色々な情報交換もしている。今後とも業者の問題点もしっかりと把握する中で、改正の取組を進めてまいりたい。

問 令和二年度中に全ての工事が完成するのか問う。

答 公共土木施設は令和二年四月から現在までに完成したものが十六件、施工中が十一件、未発注が十九件。施工中十一件のうち八件は、年度内の完成を見込んでいる。災害発生から三年で復旧工事が完成しない場合、次年度への繰越しが可能となっている。残りの施工中三件と未発注十九件の合計二十二件は、令和三年度への繰越申請を行いたい。なお、農地農業用施設は、施工中の一件を今年度中の完成

を目標に取り組んでいる。

高台造成工事について

問 現在の高台造成工事の進捗率について問う。

答 十一月末時点の進捗率は九十六%である。

問 早い段階での工期延長をすることができなかったのか問う。

答 今回の高台造成工事は、近年まれに見る大規模工事で、工期も長く、また造成工事が完了次第、庁舎や保育園の建築工事に着手していく予定もあることから、早い段階での工期延長ではなく、請負業者とは工期短縮できる方法を協議しながら、工期内の速やかな工事完了を目指してきた。工期中は様々な調整要因があった中で、請負業者としても、できるだけの調整、工期の短縮に努めていただいたが、このタイミングで工期延長を行った。

問 工期延長に伴い庁舎、保育園の建築について影響はないのか問う。

答 工期は、一月二十二日まで延長するが、庁舎、保育園の建築スケジュールに影響はない。



水上飛行機について

問 水上飛行機誘致計画の概要について問う。

答 水陸両用機活用可能性調査事業の委託先である(株)せとうちシープレーンズは広島県尾道市に本社を置き平成二十八年より水陸両用機による営業運航をスタートさせ現在三機を保有して尾道市を拠点に島根県松江市や小豆島で遊覧飛行やチャーター便などの運航を行っている。平成二十九年八月に宿毛湾港の現地視察を国土交通省四国運輸局の方々と行って協議した。本年の宿毛湾港の防潮堤完成を待ち活用可能性調査事業の実施、デモフライト終了後に具体的な協議となる。

市民からも大変期待を寄せられているので実現に向け協議を進めていく。

ファミリーサポート事業について

問 ファミリーサポート事業は子育ての援助を行う有償のボランティアで運営する事業

であり地域において助け合うのが理想だと思うが、市として支援などの協力体制はどうなっているのか問う。

答 ファミリーサポートセンター事業は、国、県の交付金対象事業となっている。市としては、開設意向のある団体から相談があれば聞き取りをし企画提案書を作成して事業が必要という判断になれば事業者には、提供会員及び依頼会員の募集や登録、研修の実施や広報など、その都度必要な助言や指導、国や県への補助金申請等の支援や協力をしていく。

高砂区市道桜町藻津線から与市明川を横断する道路整備について

問 高砂区市道桜町藻津線から与市明川を横断する道路整備については新庁舎へのアクセス道路として防災上からも非常に重要であると考えますが、現在の計画を問う。

答 道路整備は高砂方面から新庁舎へ直接アクセスが可能となる道路として津波からの

避難道路としても活用が大変期待される路線になる。引き続き早期事業着手に向け検討を進めたい。

オリンピック聖火展示及び聖火リレーについて

問 オリンピック聖火展示及び聖火リレーについて、現在も主催者と関係者で実施に向けた調整がなされていると思うが公表できる範囲で概要を問う。

答 本市における聖火リレーは、令和三年の四月十九日に実施される予定。聖火ランナーの変更はなくリレールートは予定されていた林邸前の広小路をスタートし本町、幸町、新田、高砂を通り海風公園がゴールとなる。ゴール地点ではセレブレーションイベントを実施、聖火の展示については令和三年二月二十六日から三月二日の五日間実施予定。今後、関係機関と連携を図りながら大会を盛り上げたい。



堀 景 議員



山戸 寛 議員

宿毛市マイナンバーカード普及促進事業について

問 この事業の目的について問う。

答 地域振興券一万円分を配布することによってマイナン

バーカードの普及促進を図ると共に地域経済の活性化を図っていく。

問 現時点でのカードの申請者数と市民全体に占める比率について問う。

答 十二月十一日発送分で九千百六十通、四十六・〇％と九月と比較し三・四倍の申請を受けている。

問 マイナンバーカードの申請には最低一回、本人確認のための出頭が必要であるが、市役所まで出頭できない方々への対応について問う。

答 本人を確認せずマイナンバーカードを交付することは現在の事務処理要綱において認められていない。国の動向の変更があれば対応できる事例も増えて来るかと考える。

マイナンバー制度そのものについて

問 マイナンバー制度についてマイナスイメージを持つ原因として三つの要素が挙げられる。その第一はマイナンバ

ーによって個人情報の全てが一か所に集積され、一元的に管理監視され、アクセスされることになるとはならないかという点である。その点について問う。

答 個人情報の取扱いについては、それぞれの機関が保有している情報を特定の機関に集約する一元管理の方法はとられていない。ほかの機関の情報が必要とする場合に、その都度、情報のやり取りを行う分散管理の方法がとられており、マイナンバーが他者に知られてもそのナンバーにひもづくあらゆる情報が一度に漏えいするということはない。

問 二番目は取扱者の問題である。情報管理の逸脱はどのようにして防がれるのか問う。

答 地方公務員法、宿毛市個人情報保護条例のような複数の罰則規定に加えて、庁内の情報セキュリティ研修等で情報管理の逸脱を抑制している。

問 第三は部外者による情報漏えいや侵入の問題である。市役所の電算システムの防護

について問う。

答 様々な脅威への対策は必須となっているが、主にインターネットやメールからの感染が原因となる。宿毛市の電算システムはインターネットとは別の独立した回線を使用しており、外部からの接続が行えず、部外者が侵入できないようになってきている。また、部外者が悪意のあるソフトウェアを持ち込みしようとしても、多重のセキュリティを展開することにより、対策を行っている。

問 カードの有効期限やパスワードの書換えに関して問う。

答 その時期が来たら忘れることの無いように案内を行っていく。



川田 栄子 議員

東日本大震災から学んだものについて

問 大震災から、自治体、住民、共に危機に対する防災技術には限界があることを理解しておくべきでした。行政として危機を過去から学び、どのような整理が成されたか。

答 甚大な被害をもたらす最大クラスの津波L2と津波高は低いが、大きな被害をもたらす津波L1の津波想定に対して、地震発生直後の住民の命を守ることに直結する津波避難対策や災害時における医療救護活動の整備、加えて総合防災施設の整備を行ってきた。

問 未来の危機である南海トラフの想定と対策を問う。

答 平成二十四年、内閣府公表の最大規模新想定で、最大震度は六強、海岸線での最大津波高二十五mを想定、これによる本市の建物被害想定は、全壊及び消失が六千棟、半壊一千七百棟、また地震発生一日後には最大規模で避難者一万四千人を想定し住民の命を守る対策を進めている。

問 危機に対して堤防が低かったなどではなく、誰かが助

けてくれるものと少なからず

思ってきた私たちの内部の危機に
機に対応できずに来たことも、
大きな被害となったとの指摘
がある。住民の内部の危機への
意識改革について見解を問
う。

答 災害発生時に住民が協力
しあう地域組織の活性化につ
いて支援する。

問 東日本大震災から二年後、
障害者差別解消法が成立。そ
の後、災害対策基本法には災
害弱者への配慮として市町村
が避難行動要支援者名簿を作
成する事を定めている。当市
の状況を問う。

答 在宅で生活されている避
難行動要支援者の方のうち本
人の同意を得た三百八十五名
の登録をしている。

問 令和三年の国会で個別避
難計画策定は自治体の努力義
務となり作成に努めなければ
ならない等の規定が追加され、
災害対策基本法が改正される
方向。県下では二〇一九年三
月時点で要支援者五万七千人
弱となっており策定率は十一・
九％である。当市の状況を問

う。

答 三百八十五名中六十四名
約十六％で十五地区において
策定している。

問 災害弱者を生まない社会
への一歩と考える教育が必要
ではないか。

答 助ける人になるための教
育も重要と考える。今後も成
長過程に応じた防災教育に取
組む。

書かない窓口業務事 業について

問 多くの維持費を伴うこの
システム導入については県下
では、先送りしている状況。
コロナ交付金については生き
ていく人たちの生活保障を優
先するべきではないか。多く
の維持費を伴うICT化の優
先について問う。

答 新しい生活様式の実現を
目的とし、処理業務効率化を
進める。

委員会決議

今定例会に提案された議案
第一号「令和二年度宿毛市一
般会計補正予算」の予算決算
常任委員会での審査に際し、
山戸寛委員より、次のとおり
附帯決議案が提出され、全会
一致で可決されました。

◎議案第一号に対する附帯決 議

本議案中、第二款総務費、
第一項総務管理費、二十五目
新型コロナウイルス対策費、
健康サロン施設設置事業の十
節需要費「施設改修費十萬
円」、十三節使用料及び賃借
料「施設借上料二十万円」、
十七節備品購入費「トレーニ
ング機器購入費百七十五万円」
については、次の点に留意し、
予算執行することを求める。

- 一 健康器具等設置後の運営
管理体制の確定を行うこと。
- 二 民間施設の借り上げと上
記運営管理体制の経常費用の
計画の確定を行うこと。

陳情

提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審
査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
陳情 第11号	「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情 書	不採択

委員長の審査報告は、次の
とおりです。

本陳情は、周産期医療の充
実には、早期発見、早期治療
が求められるが、低出生体重
児や早産、未受診のハイリス
ク出産が大きな課題となつて
いる現実があり、切れ目ない
医療が提供されるためには、
全国すべての自治体で実施さ
れている「乳幼児医療費助成
制度」と同様の「妊産婦医療
費助成制度」が宿毛市におい
て創設されること及び県内す
べての市町村で創設されるよ
う高知県に意見書の提出を求
めるものです。

審査の過程で委員からは「制
度的に悪い制度ではないので
推進すればよい。」との意見
がある一方で、「国としても
成育基本法の観点から様々な
政策を立てている。今後、国

と県が一体となり全国一律の
形をとるべきであり、限られ
た財源の中で市町村単独では
制度の創設は難しい。」との
意見があり、採決の結果、賛
成少数で不採択とすべきもの
と決しました。



第四回臨時会の概要

令和二年第四回臨時会が十一月二十六日に開催され、専決処分二件、人事議案二件、補正予算議案一件、条例議案一件が審議されました。

議案第一号及び第二号の専決処分は、小深浦高台造成工事に関して、工事の無効・違法確認を求める訴訟が高知地方裁判所に提起されたことから、訴訟代理権限を本市の顧問弁護士に委任するための予算及び学校給食センターの蒸気ボイラー並びに調理室用エアカーテンの故障による予算の承認を求めるもので、審議の結果、承認されました。

議案第三号及び第四号の人事議案は、現教育委員会委員の「山陸太一」氏及び「増田裕恵」氏が令和二年十一月三十日をもって任期満了となるので、「山陸太一」氏の再任及び新たに「山下量子」氏を任命しようとするものであり、審議の結果、同意されました。

議案第五号「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」の主な内容は新型コロナウイルス感染症防止対策として、市民課窓口での密集・密接を避け、来庁者の滞在時間の短縮を図るため、「書かない窓口整備事業」として、一千七百二十七万円を補正するもので、審議の結果、可決されました。

議案第六号「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の内容は令和二年人事院勧告に伴い職員の期末手当を前年度より〇・〇五カ月分引き下げる改定を行うもので、審議の結果、可決されました。

▼ 人事案件 ▲

令和二年第四回臨時会において、次の人事議案を同意しました。

○議案第三号 教育委員会委員の任命

山陸 太一（やまりく たいち）氏（再任）

○議案第四号 教育委員会委員の任命

山下 量子（やました りょうこ）氏（新任）

議会報告会

高校生と意見交換

十一月十六日に市議会をより身近に感じてもらうため、新たな取り組みとして、宿毛高校に出向き、現代社会の授業として三年生二十四人と「宿毛市を魅力的なまちにするには」をテーマに意見交換を行いました。

五十分という短い時間ではありましたが、生徒からは、「映画館が欲しい」、「交通アクセスが悪い」などの意見を述べてくれました。

今回試行した参加者とテーマに沿った内容で意見交換するスタイルは、広聴機能の強化に向けて、今後の参考にしていきたいと思えます。



議会傍聴における感染症対策について

宿毛市議会では、新型コロナウイルス感染症対策のため傍聴について、次のとおり取扱いをしています。ご理解、ご協力をお願いいたします。

○傍聴席の間隔を空けて着席していただくため、本会議場の傍聴定員を十五人に制限しております。

○ご来庁の皆様は、マスクの着用と手指の消毒をお願いしております。

○発熱や咳、のどの痛み、倦怠感などの風邪症状がある方は、傍聴をお控えくださいますようお願いいたします。

○傍聴受付において、体温測定（非接触型体温計を使用）を実施します。

※検温の結果、三十七・五度以上の方は傍聴をご遠慮いただきます。

なお、宿毛市議会の本会議は、スワンテレビ並びにインターネット中継でご覧になることもできます。

感染防止の観点からも、ご活用をお願いいたします。

※今後の状況によっては、傍聴の取扱いが変わることもありますので、ご理解をお願いいたします。



各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件等を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件															
第4回定例会 陳情第11号	○	×	×	○	×		×	×	×	×	議長	○	×	×	不採択
第4回臨時会 議案第4号	○	○	○	○	○		○	○	○	○	議長	×	○	○	可決
第4回臨時会 議案第5号	×	○	○	×	○		○	○	○	○	議長	○	○	○	可決

【○：賛成 ×：反対】

● 議会用語 Q & A

Q 議案の修正とは。

A 長又は議員若しくは委員会が提出した議案の内容を削除、減額、追加などにより変更することをいいます。議案の修正は、原案と独立して行われるものではなく、原案に付随して行われるものであるから、議案修正権の行使には本案の目的の範囲内においてその同一性を維持するという自らの限界があります。

修正の方法としては、本会議における修正と、委員会における修正とがあり、いずれもその案をそなえて修正案を提出しなければなりません。

長の事務執行の前提要件又は
 手続要件とされている議案、
 例えば人事案件、専決処分、
 契約、損害賠償の額などの議
 決は可否を決定するのみで、
 修正の権限はありません。



★ 会議録の閲覧を ★

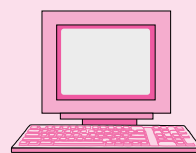
市議会たよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

十二月定例会の会議録は三月上旬にできる予定です。

議会事務局、市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワフンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〽 編集後記 〽

寒中お見舞い申し上げます。昨年末には本市でも鳥インフルエンザが発生。その処理・除染にご尽力いただいた皆様方への感謝と共に、多大なる損害を被られた事業関係者各位の早急なる復旧を深く願わないではいられません。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆
 新型コロナウイルス第三波が荒れ狂うなか、小さな地方自治体を取りうる方策には限界があります。国、県の打ち出す方策、方向性を敏感に看取りながら市民の生活レベルへと迅速に反映していく。議会は、「是は是非は非」としながらも執行部との綿密な連携のもと、この難局に取り組んでまいります。皆様方のご理解ご支援をお願い申し上げます。

〽 編集委員 〽

- 山戸 寛
- 今城 隆
- 三木 健正
- 山上 庄一
- 岡崎 利久